

2022年3月31日

各位

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社
 代表取締役社長 篠原 洋
 (コード番号：3823 東証第二部)
 問合せ先：管理部 藤原 学
 電話番号：(03) 4405-5460

第三者割当により発行される新株式及び行使価額修正条項付第12回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」という。）及び行使価額修正条項付第12回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の募集を行うことについて、2022年2月28日を基準日として開催する臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社代表取締役会長田邊勝己は、本新株予約権の割当先であり、本件の特別利害関係人に該当するため、本件に関する審議及び決議には参加しておりません。

1. 募集の概要

<新株式発行の概要>

(1) 払込期日	2022年4月28日
(2) 発行新株式数	4,310,000株
(3) 発行価額	1株につき162円
(4) 調達資金の額	698,220,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当ての方法による。 割当予定先： 興和株式会社 3,080,000株 田邊 勝己 1,230,000株
(6) その他	当社は、割当予定先との間で金融商品取引法に基づく届け出の効力発生後に、本新株式に係る株式買取契約を締結する予定です。

(注) 今回の資金調達先は、資金調達を専門に行うファンドなどではなく、一般の企業及び個人です。これらの方々は、長年にわたり、安定した収入を得ていますが、他の事業も行なっており、これらの方々の資金繰りの都合と当社の事業の進捗状況による将来的な必要資金の時期を勘案して、新株と新株予約権の割合を決定いたしました。

<新株予約権に係る募集の概要>

(1) 割当日	2022年4月28日
(2) 新株予約権の総数	67,800個
(3) 発行価額	総額20,204,400円(本新株予約権1個につき298円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	6,780,000株(本新株予約権1個につき100株)
(5) 調達資金の額	1,118,564,400円(差引手取概算額 1,111,224,400円) (内訳) 新株予約権発行分 20,204,400円 新株予約権行使分 1,098,360,000円

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額： 1株あたり162円</p> <p>下限行使価額： 1株あたり100円</p> <p>行使価額の修正： 当社は2022年4月28日以降、当社経営上機動的な資金調達を行う必要があると判断されるときなど、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額（ただし、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。</p> <p>① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合</p> <p>なお、行使価額の修正は、本新株予約権者に対し本新株予約権の行使義務を発生させるものではない。</p> <p>行使価額の修正頻度： 行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度修正される。 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）： 698,204,400円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</p>
<p>(7) 募集又は割当方法（割当予定先）</p>	<p>第三者割当の方式による。</p> <p>割当予定先： 田邊 勝己 3,080,000株（30,800個） 寺尾 文孝 3,700,000株（37,000個）</p>
<p>(8) その他</p>	<p>1. 当社は、本臨時株主総会以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、新株予約権の発行価額である、本新株予約権1個当たり298円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。</p> <p>2. 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する第12回新株予約権買取契約を締結します。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

当社グループは、2022年1月1日にTHE WHY HOW DO COMPANY 株式会社に商号変更し、IT業界の進化に合わせ業態を改革前進させることとしております。「多くの出会いや情報ネットワークを通じて、先端的でユニークな顧客価値・社員価値・社会価値を発見し、真に豊かな生活文化を創造する」という新経営理念の下、ブランディングを重視したビジネスモデルの改革を目指しております。社名の由来は下記のとおりです。

① Why = 目的

目的的な行為を指向し、安定的収益を目指すためにどのような行為をするか、理念、価値観、ビジネスモデル、ビジョンをいかにして持つかを常に考えます。

② How = 戦略

行動には戦略が必要であり、高い収益を確保し、マーケティング、組織、ブランドを意識した戦略を考えます。

③ Do = 実行 (with spirit : 精神的実行 / capability : 実行能力)

目的が決まれば、精神的 (人間的) ・合理的な実行あるのみです。KPI、ガバナンスで実行します。

実行後にはレビューが必要であり、PDCAサイクルを重視します。

④ Co. = Company

ブランド、マネジメント、ロイヤリティ、4F (ファカルティ、ファシリティ、ファンド、ファッション) を重視したCompanyになります。

当社の連結業績は、第14期 (2018年8月期) は営業利益51百万円、親会社株主に帰属する当期純利益6百万円、EBITDA152百万円と黒字転換し、第15期 (2019年8月期) もEBITDA70百万円となり、2期連続でEBITDAを黒字化しました。しかし、2020年2月頃から始まった新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響により、第16期 (2020年8月期) は営業損失△431百万円、第17期 (2021年8月期) は営業損失△514百万円、2022年8月期第1四半期は売上高255百万円 (前年同期比4.7%増)、営業損失△30百万円 (前年同期△118百万円)、経常損失△2百万円 (前年同期△116百万円)、当期純損失△7百万円 (前年同期△118百万円)、EBITDAは△19百万円となりました。収益改善につきましては、既存事業の立て直しと、既存事業とシナジーが見込める事業のM&Aを積極的に進めるとともに、新たな取り組みとして既に行っております「NFT (デジタルデータのNFT販売) 事業」やブロックチェーン技術を活用した開発、メタバース関連ビジネスの開発など進めております。財務面に関しましては、新株予約権行使による資金調達や新規取引銀行による融資により第17期 (2021年8月期) 末の当社の連結現預金残高は736百万円を確保しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響はいまだ予断を許さない状況ではありますが、徐々に世界経済も回復基調となっており、当社グループは今回の増資により積極的な攻めの経営に転じることをいたしました。

今回当社の取引先 (当社ソフトウェアのライセンス許諾契約先) である興和株式会社 (以下、「興和」という。) への第三者割当による資本業務提携を実施し、興和のDX化施策等の開発案件「新ECプラットフォーム」開発や、「マーケティング・DX」開発、「新規IT事業」開発、「医療系プラットフォーム」の開発等を行います。

興和は、1894年に綿布問屋として創業した、百二十余年の歴史を持つ企業です。

興和グループの中核企業として、繊維・機械・建材などの輸出入や三国間貿易を行う商社機能と、医薬品・医療用機器・環境・省エネ関連製品などのメーカー機能をあわせ持ち、その事業フィールドは多岐にわたっています。経済産業省が2018年に発表したDX (デジタルトランスフォーメーション) ※レポートによると、老朽化した既存システムのDXの遅れによる、いわゆる「2025年の崖」の問題があり、2025年以降、最大で年間12兆円の経済損失が生じる可能性があるかと警告しています。興和は、従前からDX化に取り組んできたとのことですが、DX化の施策についても当社が協働する事となり、そのシステムや仕組

みを開発し、当社の事業として他社にも応用可能なビジネス化をしていくことも企図しています。興和と当社の関係は、2021年4月15日にプレスリリースをしました通り「アドバンス健康経営プログラム事業」に、当社の「抗体パスポート」のシステムをライセンス提供した実績があります。抗体パスポートの技術を生かしたMa iパスポートの開発に関する興和のIT技術陣と当社のIT技術陣との協議を進めるなかで、興和の責任者と興和のDX化の施策等についても、当社が助力できることがあるのではないかとということになり、興和代表の三輪芳弘氏と当社代表取締役会長の田邊勝己氏が面談して当社の事業内容をご理解いただき、総額5億円を興和が出資することを含む今回の資本業務提携を行うことになったものです。

当社にとっては、大変光栄なことであり、大きな事業拡大、収益拡大のチャンスと捉え、株主の皆様にも貢献できる取り組みだと考えております。

当社は、本資本業務提携により、興和の製品を販売するECプラットフォーム、新規IT事業、マーケティング（インターネット広告宣伝）のDX化などの形で興和の事業のDX化の一翼を担うこととなります。

以上のとおり、興和との資本業務提携は、当社の今後のキャッシュフロー重視の新経営方針に基づく発展に大きく寄与するものであるとの考えに基づき、当社グループの成長を加速するための資金調達を主目的として今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行をすることといたしました。

2019年3月に発行した第10回新株予約権及び2020年5月に発行した第11回新株予約権の未行使分については、過去の資金使途に基づいて使用していきます。

※DXとは、企業が外部エコシステム（顧客、市場）の破壊的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネス・モデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること

（2）本新株式及び本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は以下のように様々な資金調達方法を比較・検討してまいりました。新株の発行による方法は発行と同時に資金の調達が完了するため確実に資金の調達が可能である一方で、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、当社の資金ニーズを一度に全て満たす引受先を探すことが困難です。また、行使価額修正条項付の新株予約権は、行使価額が固定された新株予約権と比較して、当社の事業計画を実行する一定の期間において高い蓋然性にて調達することが可能なスキームです。これらのことから、当社の資金ニーズをできるだけ早期に満たす方法としては、本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせる方法が最も適していると考え、総合的な判断によりこれを採用することを決定しました。

① MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えております。また、転換社債型新株予約権付社債は転換が起こるまでの間は負債として認識されることから、更に負債額を増やすことは、当社の財務体質を悪化させる可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。また、当社の株価のボラティリティを考えると、現時点において適切な行使価額を設定することは難しいと考えております。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融

商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、割当予定先である既存投資家の参加率及び資金調達率の蓋然性が非常に不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 借入・社債による資金調達

銀行等の金融機関からの借入れや社債・転換社債の発行については継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているため実現が難しい状況にあります。

(3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は6,780,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

② 株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

③ 株価上昇時の行使促進効果

本新株予約権の行使により発行を予定している6,780,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

④ 取得条項による機動的な希薄化の回避

上記、「<新株予約権に係る募集の概要> (8) その他」に記載のとおり、取得条項が付されております。それにより状況に応じた当社の判断において本新株予約権の取得及び消却を機動的に行うことで、既存株主には希薄化を回避させることができるメリットがあります。

興和と資本業務提携を締結いたしますが、ビジネスにはリスクがつきものであり、いつどこまで興和との関係が解消されるかについても予測不可能です。したがって、当社としては第三者である興和との資本業務提携に関わらず本条項が必要と考えています。

<デメリットとなる要素>

① 既存株式の希薄化

本新株予約権の行使が進んだ場合、6,780,000株、既存株式の希薄化が生じます。

② 満額の資金調達ができない可能性

本新株予約権の行使は株価動向の影響を受け一定の期間を必要とするため、行使請求期間は2022年4月28日から2027年4月27日（但し、2027年4月27日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの5年間の期間を取っております。この期間内に、市場の動向等及び割当予定先の資金状況等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなります。

また、本新株予約権の行使に応じて資金調達が進むため、当初に満額の資金調達とはなりません。

③ 株価低迷時に資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

既存の株主様には本新株式の発行及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様が利益が高まるものと認識しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

<本新株式>

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	698,220,000円 (内訳) 本新株式の発行による調達資金 698,220,000円
② 発行諸費用の概算額	本新株及び本新株予約権発行に係る諸費用 12,760千円 うち、本新株式発行に係る諸費用 5,420千円 (内訳) 登記費用2,443千円、調査費用171千円、臨時株主総会開催費用2,415千円その他届出書作成費等390千円
③ 差引手取概算額	692,800,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 興和製品の販売のための当社「新ECプラットフォーム」開発資金	150百万円	2022年4月～2023年7月
② 興和製品の販売のための当社「マーケティング・DX化」開発資金	100百万円	2022年10月～2023年7月
③ 興和と「新規IT事業」を行うための自社システム開発資金	250百万円	2022年6月～2024年5月
④ 興和にサービス提供するための当社「医療系プラットフォーム」開発資金	50百万円	2022年4月～2022年12月
⑤ スポーツIoT開発資金	50百万円	2022年7月～2023年6月
⑥ ブロックチェーン開発資金	92百万円	2022年6月～2023年9月
合計	692百万円	—

(注) 上記手取金の額は、本新株式の発行に際して払い込まれる金額から本新株式の発行諸費用(5,420千円)を差し引いた金額であります。

① 興和製品の販売のための当社「新ECプラットフォーム」開発資金

- ・全体の投資額400百万円
- ・期間は、2022年4月～2024年12月
- ・概要は、興和を想定した新しいECプラットフォームの開発に加えて新しい「WEBサービス」の開発資金として本新株式発行による調達資金150百万円を充当いたします。なお、開発済みのECプラットフォームは、興和に販売するものではありません。

(注1) 「新ECプラットフォーム」とは、次世代(Z世代・ミレニウム世代)向けのスマートフォン主体のSNS連動したECサイトのことを指します。また、開発済みのECプラットフォームは、興和に販売するものではなく、興和のECサイト向け商品を当社が購入し販売するために自社で利用する予定ですが、興和の商品を購入し販売することについては、今後の興和との協議の上で決定する予定です。

(注2) 「WEBサービス」とは、WEBを起点とした顧客接点(顧客創出)を作るサービスを指し、具体的には、他社ECプラットフォームとの連携や、他社「健康・美容」WEBメディアとの連携による興和商品の情報拡散によるプロモーション及び自社サイトへの誘導・購買促進や、ブロガー・ユーチューバー・インフルエンサー等との連携やコラボレーションによる、今まで実施がなかったWEBを起点とした各種施策サービス(WEB上で商品が売れる仕組みづくり)のことです。

- ② 興和製品の販売のための当社「マーケティング・DX化」開発資金
- ・全体の投資額 200 百万円
 - ・期間は、2022 年 10 月～2024 年 4 月
 - ・概要は、当社の若者層向けのサービス（サッカーゲーム・渋谷肉横丁）のマーケティングの知見を活かし、興和の「マーケティング・DX（販売促進・広告宣伝・WEB広告・SNSマーケティング・WEBマーケティングの利活用）」と、今後のメタバース領域での販促宣伝・広告PRなど、新たなWEBマーケティングシステムなどの開発資金として、本新株式発行による調達資金 100 百万円を充当いたします。なお、開発済みのマーケティング・DX システムは、興和に販売するものではありません。
- (注3) 完成したシステムを使用して興和にWEB広告・SNSマーケティング等を支援するサービス提供をする予定であり、サービス提供料を収益源とする予定です。
- ③ 興和と「新規IT事業」を行うための自社システム開発資金
- ・全体の投資額 550 百万円
 - ・期間は、2022 年 6 月～2026 年 10 月
 - ・概要は、興和と新たなインターネット事業の共同開発を目指し、当社のブロックチェーン技術、スマートフォンアプリ開発技術、マルチパッケージインストーラー（大規模量のデバイスの遠隔管理システム：競合他社にない当社の独自技術）などを活かした新規のインターネット事業（新規IT事業）の開発資金として、本新株式発行による調達資金 250 百万円を充当いたします。
- (注4) 「マルチパッケージインストーラー」とは、携帯ショップ店頭端末を一括管理する管理システムで、大手3キャリア（ドコモ・au・ソフトバンク）と、スマートフォンメーカーの垣根を越えた管理システムは当社だけで、大手3キャリア（ドコモ・au・ソフトバンク）にも採用され、実績含め他社にない当社独自技術といえます。
- (注5) 新規IT事業の具体的な内容につきましては、資金調達の進捗に合わせて順次計画を進めてまいります。また、完成した成果物を使用して興和にサービス提供をする予定であり、サービス提供料を収益源とする予定です。
- ④ 興和にサービス提供するための当社「医療系プラットフォーム」開発資金
- ・全体の投資額 310 百万円
 - ・期間は、2022 年 4 月～2024 年 12 月
 - ・概要は、興和は、医療系アプリやシステムを統合するプラットフォームの開発に着手したことを既に公表しており、当社サービス「抗体パスポート」のシステム（ライセンス提供）をベースにして、新型コロナウイルス感染症対策が可能なスマートフォンアプリ「Maiパスポート」を開発していますが、プラットフォーム全体に対する機能追加など、ソフト開発資金として、本新株式発行による調達資金 50 百万円を充当いたします。
- (注6) 開発したプラットフォームは、興和に販売するものではなく、完成した成果物を使用して興和にサービス提供をする予定であり、サービス提供料を頂く予定です。
- ⑤ スポーツIoT開発資金
- ・全体の投資額 100 百万円
 - ・期間は、2022 年 7 月～2024 年 6 月
 - ・概要は、9 軸センサーを内蔵し、スマホと連携の球種・球速等を解析できる自社IoT商品の野球ボールをベースに、今後の開発商品の「ゴルフボール」「サッカーボール」等のプロダ

クト開発及びソフト開発資金として、本新株式発行による調達資金 50 百万円を充当いたします。

⑥ ブロックチェーン開発資金

- ・全体の投資額 142 百万円
- ・期間は、2022 年 6 月～2024 年 12 月
- ・概要は、ブロックチェーン技術を使った自社 NFT マーケットプレイス「Why How NFT」のバージョンアップ追加開発資金として、NFT 市場の成長と展開に追随するため、長期的な投資を実行することを企図して、本新株式発行による調達資金 92 百万円を充当いたします。

(注 7) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。

(注 8) 「Ma i パスポート」につきましては、興和が推進する、従来からの健康経営サービスを刷新した、根拠に基づいた「アドバンス健康経営プログラム（商標出願中：商願 2021-021254）」事業（以下、「本サービス事業」）に、当社の抗体パスポートのシステム（ライセンス提供）をベースとした新型コロナウイルス感染症対策が可能なスマートフォンアプリが「Ma i パスポート（商標出願中：商願 2021-021264）」です。

(注 9) 資金使途の各開発資金については、要件等の詳細が確定していないため、概算による積算を行っております。

<本新株予約権>

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,118,564,400 円 (内訳) 本新株予約権の発行による調達資金 20,204 千円 本新株予約権の行使による調達資金 1,098,360 千円
② 発行諸費用の概算額	本新株及び本新株予約権発行に係る諸費用 12,760 千円 うち、本新株予約権発行に係る諸費用 7,340 千円 (内訳) 登記費用 3,914 千円、価額算定 450 千円、調査費用 171 千円、臨時株主総会開催費用 2,415 千円その他届出書作成費等 390 千円
③ 差引手取概算額	1,111,224,400 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 「新 EC プラットフォーム」開発資金	250 百万円	2023 年 8 月～2024 年 12 月
② 「マーケティング・DX 化」開発資金	100 百万円	2023 年 8 月～2024 年 4 月
③ 「新規 IT 事業」開発資金	300 百万円	2024 年 6 月～2026 年 10 月
④ 「医療系プラットフォーム」開発資金	260 百万円	2023 年 1 月～2024 年 12 月
⑤ スポーツ IoT 開発資金	50 百万円	2023 年 7 月～2024 年 6 月
⑥ ブロックチェーン開発資金	50 百万円	2023 年 10 月～2024 年 12 月
⑦ 運転資金	101 百万円	2022 年 9 月～2024 年 8 月
合計	1,111 百万円	—

(注) 上記手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から本新株予約権の発行諸費用 (7,340 千円) を差し引いた金額であり

ます。

① 「新ECプラットフォーム」開発資金

- ・全体の投資額 400 百万円
- ・期間は、2022 年 4 月～2024 年 12 月
- ・概要は、「新ECプラットフォーム」の開発並びに新しい「WEBサービス」の開発資金であり、興和のECサイト向け商品を当社が購入し販売するために新株式調達資金で開発した自社システムを、他の複数社に適用でき、対応ユーザ数もより大きいシステムとして拡張するために開発することを想定しております。本開発の資金として、本新株予約権発行による調達資金 250 百万円を充当いたします。

(注1) 「新ECプラットフォーム」とは、次世代（Z世代・ミレニアム世代）向けのスマートフォン主体のSNS連動したECサイトのことを指します。

(注2) 「WEBサービス」とは、WEBを起点とした顧客接点（顧客創出）を作るサービスを指し、具体的には、他社ECプラットフォームとの連携や、他社「健康・美容」WEBメディアとの連携による興和商品の情報拡散によるプロモーション及び自社サイトへの誘導・購買促進や、ブロガー・ユーチューバー・インフルエンサー等との連携やコラボレーションによる、今まで実施がなかったWEBを起点とした各種施策サービス（WEB上で商品が売れる仕組みづくり）のことです。

② 「マーケティング・DX化」開発資金

- ・全体の投資額 200 百万円
- ・期間は、2022 年 10 月～2024 年 4 月
- ・概要は、当社の若者層向けのサービス（サッカーゲーム・渋谷肉横丁）のマーケティングの知見を活かし、興和にWEB広告・SNSマーケティング等を支援するサービスの提供をして、サービス提供料を頂くために新株式調達資金で開発した自社システムを、海外向けにより大規模ユーザ対応を行うために開発をすることを想定しております。本開発の資金として本新株予約権発行による調達資金 100 百万円を充当いたします。

③ 「新規IT事業」開発資金

- ・全体の投資額 550 百万円
- ・期間は、2022 年 6 月～2026 年 10 月
- ・概要は、当社のブロックチェーン技術、スマートフォンアプリ開発技術、マルチパッケージインストーラー（大規模量のデバイスの遠隔管理システム：競合他社にない当社の独自技術）などを活かした新規のインターネット事業（新規IT事業）の開発資金であり、興和にサービス提供をしてサービス提供料を頂くために新株式調達資金で開発した自社システムを、他の複数社に適用でき対応ユーザ数もより大きいシステムとして拡張するため開発することを想定しております。本開発の資金として、本新株予約権発行による調達資金 300 百万円を充当いたします。

(注3) 「マルチパッケージインストーラー」とは、携帯ショップ店頭端末を一括管理する管理システムで、大手3キャリア（ドコモ・au・ソフトバンク）と、スマートフォンメーカーの垣根を越えた管理システムは当社だけで、大手3キャリア（ドコモ・au・ソフトバンク）にも採用され、実績含め他社にない当社独自技術といえます。

④ 「医療系プラットフォーム」開発資金

- ・全体の投資額 310 百万円
- ・期間は、2022 年 4 月～2024 年 12 月

- ・概要は、興和の医療系プラットフォームに機能追加するものとして開発し、興和にサービス提供をしてサービス提供料を頂くために新株式調達資金で開発した自社システムを、海外向けにより大規模ユーザ対応を行うために開発することを想定しております。本開発の資金として、本新株予約権発行による調達資金 260 百万円を充当いたします。

⑤ スポーツ I o T 開発資金

- ・全体の投資額 100 百万円
- ・期間は、2022 年 7 月～2024 年 6 月
- ・概要は、9 軸センサーを内蔵し、スマホと連携の球種・球速等を解析できる自社 I o T 商品の野球ボールをベースに、今後の開発商品の「ラグビー」、「アメリカンフットボール」、「ボーリング」等のプロダクト開発及びソフト開発資金として、本新株予約権発行による調達資金 50 百万円を充当いたします。

⑥ ブロックチェーン開発資金

- ・全体の投資額 142 百万円
- ・期間は、2022 年 6 月～2024 年 12 月
- ・概要は、ブロックチェーン技術を使った自社 NFT マーケットプレイス「Why How NFT」のバージョンアップ追加開発資金であり、新株式調達資金で開発したシステムをより広い対象地域と幅広いプラットフォームとの連携を行えるようにするための拡張開発を行うことを想定しております。本開発の資金として、本新株予約権発行による調達資金 50 百万円を充当いたします。

⑦ 運転資金

- ・全体の投資額 101 百万円
- ・期間は、2022 年 9 月～2024 年 8 月
- ・概要は、各種開発等の運転資金として、本新株予約権発行による調達資金 101 百万円を充当いたします。

(注 4) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。

(注 5) 本件資金調達スキームの特性上、当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、これにより、当社の事業の投資計画に悪影響が及ぶ可能性があります。但し、その際には、上記①乃至⑥の各充当資金について、支払時期の計画に合わせるとともに、基本的には①乃至⑥の各資金使途の順に優先して充当しますが、適宜最も効果的な案件から優先して充当することとした上で、上記資金使途に記載した支出の時期、金額を調整すること等の方法により対応する予定です。なお、当社は、割当予定先が新株予約権を順次行使していく方針である旨を口頭で確認しております。

(注 6) 新株予約権の行使状況により十分な資金が調達されない場合には、資本業務提携先である興和及び銀行と協議し、本件の開発資金の調達をする予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株および新株予約権の発行により調達した資金を上記「調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の成長戦略を実現し、確実に利益を生み出す企業体質へと改善することを目指しております。当社の成長戦略は、既存の事業の拡大のほか、次世代 I T 技術（ブロックチェーン応用技術、メタバース応用技術）の開発により、当社の既存事業への応用のみならず、NFT ビジネスやメタバース事業への本格的な参入、新規 E コマース事業、医療系プラットフォーム事業、マーケティング DX

化事業であり、今回の資金使途には合理性があると考えております。

また、これまで安定的な収益はあるものの成長に課題のあったプラットフォーム関連事業に市場成長が見込まれる新規事業を取り込み、大幅な成長を同時に実現してまいります。

これにより、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上につながり、当社の既存株主の皆様
の利益に貢献できるものと考えております。

よって、上記の資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2022年3月30日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に0.9を乗じた金額の小数点以下を切り上げた162円といたしました。

取締役会決議日の前営業日における終値に0.9を乗じた金額を採用することといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、各割当予定先のディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案すると、当社の業容拡大及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても事業戦略上不可欠であると考えており、かつ、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠しているものと考え、割当予定先と十分に協議の上、決定いたしました。

本新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2022年3月30日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である174円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して7.07%のディスカウント（小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である166円に対して2.25%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である172円に対して5.96%のディスカウントとなる金額です。直前1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の当社普通株式の各終値単純平均値のディスカウント率は10%以下となっており、また、新株式の発行価額は直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で取締役会決議日の前営業日における終値を優先して比較しており、有利発行には該当しないと判断しております。また、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案すると、当社の業容拡大及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても事業戦略上不可欠であると考えております。

なお、本発行価額は、第三者割当増資決議日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値に0.9を乗じた額の価額であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、合理的な価額であると認識しております。また、割当予定先の一つである田邊勝己氏ですが、同氏は当社の筆頭株主及び当社代表取締役であり、事業運営に必要な財務面においても継続的に支援を受けておりますが、上記の指針を逸脱した特に有利な金額での払込金額ではないとの判断も踏まえて、本日開催の当社取締役会にて監査役3名（うち社外監査役2名）が、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、2022年3月31日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が合意した旨を本日開催の取締役会において、表明しております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定

機関である株式会社Stewart McLaren（東京都港区白金台5-9-5 barres 1F、代表取締役 小幡 治）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第12回新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法）を用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価（発行決議日の前営業日の終値179円）、ボラティリティ（61.64%）、配当利回り（0%）、無リスク利率（0.04%）、行使期間（5.08年）、発行会社の行動（基本的に割当先の権利行使を待つものとする。また、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して株式の価格が当初権利行使価格を下回っている場合、行使価額の修正基準に従って調整されると想定した。）及び、割当先の行動（当社普通株式の普通取引の価格が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとし、その権利行使の数量を1取引日当たり過去2年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高の約10%とする。）に関して一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト（過去2年間の3取引日の株価変動率である15.1%を仮定）等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、ならびに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、この評価（本新株予約権1個当たり298円、1株当たり2.98円）を妥当として、本新株予約権1個の払込金額を金298円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2022年3月30日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値である179円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に0.9を乗じた金額の小数点以下を切り上げた（162円）に相当する金額といたしました。

このように、本新株予約権の評価はその行使価額も前提として公正価値を算定しており、有利発行には該当いたしません。その当初行使価額を取締役会決議日の前営業日の終値に0.9を乗じた金額を採用した理由及び行使価額の修正価額として取締役会決議日の終値に0.9を乗じた金額を採用した理由としましては、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、また割当予定先には長期保有を主たる目的とする者が含まれ、株価の変動に配慮した発行価額となるようなディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。

なお、本新株予約権の発行の適法性等につきましては、本日開催の当社取締役会にて監査役3名（うち社外監査役2名）が、本日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役3名全員が合意した旨を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社Stewart McLarenが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新規発行株式数4,310,000株（議決権数43,100個）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数6,780,000株（議決権数67,800個）を合算した株式数は、11,090,000株

(議決権数110,900個)であり、2022年2月28日現在の当社発行済株式総数30,370,693株及び議決権数303,666個を分母とする希薄化率は36.52% (議決権ベースの希薄化率は36.52%)に相当します。

そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株および新株予約権の発行により調達した資金を上記「調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社成長戦略を実現し、確実に利益を生み出す企業体質へと改善することを目指しております。また、これまで安定的な収益はあるものの成長に課題のあったプラットフォーム関連事業に市場成長が見込まれる新規事業を取り込み、大幅な成長を同時に実現してまいります。

これにより、当社の収益機会を大幅に拡大するとともに、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上につながり、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、当社株式の過去6ヶ月間(2021年9月～2022年2月)における1日当たり平均出来高は625千株であり一定の流動性を有していること、及び2023年4月28日以降は当社の判断により新株予約権を取得することも可能であり希薄化に対する一定の配慮をしていることから、市場に与える影響は限定的であると考えております。

したがって、本第三者割当による当社株式及び新株予約権の行使により発行される株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

しかしながら、上記の希薄化率は25%を超える大規模なものであることから、当新株式及び新株予約権の発行につきまして、本臨時株主総会に付議し、株主に諮る予定であります。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(i) 興和株式会社

(1)	名 称	興和株式会社
(2)	所 在 地	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 三輪 芳弘
(4)	事 業 内 容	商社部門：繊維、機械、建材、船舶、鉱物資源、化成品原料、生活関連物資などの輸出入、三国間貿易および国内販売 メーカー部門：OTC・医療用医薬品・医療用機器の研究開発・製造販売、FA ビジョンユニット・セキュリティビジョンユニットの製造販売、ロボットシステムインテグレーター業務、レンズ・カメラ等のハードウェアの研究開発、システム系・組込み系及びA I等のソフトウェア研究開発、省エネ・創エネソリューションの販売、省人化ソリューションの販売、環境配慮型建築の施工販売
(5)	資 本 金	3,840百万円(2021年9月30日現在)
(6)	設 立 年 月 日	1894年12月25日(創業)
(7)	決 算 期	3月
(8)	従 業 員 数	6,316名(2021年3月現在：連結)
(9)	主 要 取 引 先	メダ社(ドイツ)、メルク社(アメリカ)、わかもと製薬株式会社
(10)	主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行 本店
(11)	大株主及び持株比率	興和紡株式会社、19.8%
(12)	当事会社間の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社ソフトウェアのライセンス許諾契約
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	
純 資 産	85,480	87,161	99,027	
総 資 産	318,771	334,295	369,376	
1株当たり純資産(円)	2,797.50	2,853.60	3,242.92	
売 上 高	178,457	206,555	215,234	
経 常 利 益	△4,952	△4,220	8,617	
当 期 純 利 益	△3,074	1,700	1,544	
1株当たり当期純利益(円)	△100.61	55.66	50.57	
1株当たり配当金(円)	18	18	18	

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※当該割当予定先は、本新株式の割当予定先となっております。

(ii) 田邊 勝己

(1) 氏 名	田邊 勝己
(2) 住 所	鳥取県境港市
(3) 職 業 の 内 容	弁護士法人カイロス総合法律事務所 代表社員、弁護士 (所在地：東京都千代田区平河町一丁目1番1号平河町コート5階 業務内容：法律事務所)
(4) 上 場 会 社 と 当該個人との間の関係	割当予定先は当社の筆頭株主及び代表取締役であります。 当社普通株式3,327,300株(2022年2月28日現在の発行済株式数に対して10.96%)を所有しています。

※当該割当予定先は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先となっております。

(iii) 寺尾 文孝

(1) 氏 名	寺尾 文孝
(2) 住 所	長野県佐久市
(3) 職 業 の 内 容	企業経営上の各種リスク調査、分析及びリスク回避の相談の受託等
(4) 上 場 会 社 と 当該個人との間の関係	該当事項はありません。

※当該割当予定先は、本新株予約権の割当予定先となっております。

割当予定先の実態

第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(東京都港区芝大門二丁目2番11号、代表者 小板橋 仁)に各割当予定先及び割当予定先の興和の会社及び役員並びに寺尾文孝氏の調査を依頼しております。

そして、同社の保有する一般的に入手することが不可能な反社関係情報が蓄積されたデータベースとの照合等による調査を行い報告書を受領し、割当予定先及び割当予定先の役員に関する反社会的勢力等との正当業務以外での関与事実がないとの判断をいたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による各割当予定先に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、各割当予定先が反社会勢力等の特定団体等と関わりがないものと判断しております。なお、各割当予定先からは、暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下、「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、各割当予定先、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び各割当予定先、その役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実はないことを証する確認書を受領しております。

以上により、当社は各割当予定先及び割当予定先の役員について、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

(i) 興和

割当予定先である興和は、O T C ・医療用医薬品・医療用機器の研究開発・製造販売を主な事業とし、商社部門として繊維、機械、建材、船舶、鉱物資源、化成品原料、生活関連物資などの輸出入等、メーカー部門として医療に加えて、F A ビジョンユニット・セキュリティビジョンユニットの製造販売、ロボットシステムインテグレーター業務、レンズ・カメラ等のハードウェアの研究開発、システム系・組込み系及びA I 等のソフトウェア研究開発、省エネ・創エネソリューションの販売、省人化ソリューションの販売、環境配慮型建築の施工販売等、幅広い分野の事業を手掛ける会社です。興和については、数年前に当社の田邊勝己氏に寺尾文孝氏から興和の弁護士業務の案件で紹介を受けました。その後、田邊勝己氏と同社代表の三輪芳弘氏は仕事上の関係がありました。三輪芳弘氏と当社の田邊勝己氏が2021年10月14日に面談して当社の事業計画等を口頭にて説明し、当社の事業内容をご理解いただいた上で、11月23日に再度面談を行い、経営方針を含め了承いただきました。

(ii) 田邊 勝己

割当予定先である田邊勝己氏は、2017年1月30日提出の有価証券届出書にて公表のとおり、2017年2月に第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の割り当てを行い、2017年5月16日提出の臨時報告書にて公表のとおり、当社の筆頭株主となっております。また、2017年8月25日提出の有価証券届出書にて公表のとおり、2017年9月に第三者割当による新株式及び第9回新株予約権の割り当てを行い、2019年3月15日提出の有価証券届出書にて公表のとおり、2019年4月に第三者割当による第10回新株予約権の割り当てを行い、2020年5月28日提出の有価証券届出書にて公表のとおり、2020年6月に第三者割当による新株式及び第11回新株予約権の割り当てを行いました。当社は継続的に早期の黒字化転換及び再成長に向けた施策を協議してまいりました。また、2020年12月1日に当社の代表取締役役に就任しております。その結果、当社の代表取締役として事業内容を深く理解し、経営にも直接携わる中で、今後も当社の経営基盤をより安定させるために保有株式の持分を増やし、できる限り自己資金により本新株予約権の行使をしていく方針だが、本新株予約権の行使により取得する株式の一部は売却することにより行使資金に充てる可能性があること、またその他の株式については基本的には長期保有の方針での出資の意向を受けました。

(iii) 寺尾 文孝

割当予定先である寺尾文孝氏は、過去に元法務大臣の故秦野章氏から、当社の田邊勝己氏が紹介を受けました。また、寺尾文孝氏が代表取締役である日本リスクコントロール株式会社と田邊勝己氏が代表社員である弁護士法人カイロス総合法律事務所との間には弁護士報酬が支払われる取引があります。寺尾文孝氏はリスクコントロールの専門家であり、当社の新規事業に関し発生するリスクをコントロールし、法令遵守及びガバナンスのとれた会社運営を行うための支援及び資金提供を約束していただきました。寺尾文孝氏と当社の田邊勝己氏が2021年10月14日に面談して当社の事業計画等を説明し、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただきました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先の興和に関しましては、本新株式の発行により取得する当社株式については、基本的には長期保有の方針であります。当社の事業の進捗状況等を鑑み、追加投資や株式の売却の可能性がありますが、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨口頭で確認しております。

割当予定先の田邊勝己氏に関しましては、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により取得する当社株式については、基本的には長期保有の方針であります。可能な限り市場動向に配慮しながら、本新株式の発行及び新株予約権の行使により取得した株式の一部を売却することにより行使資金の一部に

あてることがあることを口頭で確認しております。

割当予定先の寺尾文孝氏に関しましては、本新株予約権の行使により取得する当社株式については、基本的には長期保有の方針であるが、可能な限り市場動向に配慮しながら、本新株予約権の行使により取得した株式の一部を売却することにより行使資金の一部にあてることがあることを口頭で確認しております。また、本新株予約権については、長期保有の方針であることを口頭で確認しております。

田邊勝己氏及び寺尾文孝氏は、本新株予約権自体について、行使するまでは、転売等の予定はありませんが、譲渡する場合には、当社取締役会で承認が必要となり、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針、また、当社が田邊勝己氏及び寺尾文孝氏との間で締結する契約上に係る行使制限及び譲渡制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを条件に、検討・判断いたします。なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。

当社は、本新株式の割当予定先より、本新株式の発行日である2022年4月28日から2年以内に割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を取得する予定であります。

また、当社と本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権につき下記の内容を含む第12回新株予約権買取契約を締結します。

- ア. 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が第12回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第12回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る第12回新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」という。）を行わないこと。
- イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第12回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第12回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該第12回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ. 割当予定先は、第12回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

- (i) 興和からは、本新株式の発行に係る払込みに必要な資金を自己資金により調達すると聞いております。財産については、2022年1月31日時点の預金取引明細書の写し及び有価証券報告書（2021年3月期）を受領して、本新株式の発行に係る払込みに係る財産を有することを確認し、2022年3月31日時点で財産確認として問題ないと判断しました。
- (ii) 田邊勝己氏からは、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに今後の本新株予約権の行使に必要な資金を自己資金により調達すると聞いております。財産については、2022年1月18日時点の預金通帳の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに今後の本新株予約権の大部分の行使に係る財産を有することを確認しております。なお、田邊勝己氏からは、本新株予約権の行使期間は5年間であり、当該自己資金に加えてできる限り追加の自己資金で行使する方針であるものの、新株予約権の行使により取得する株式の一部を売却することにより行使資金に充てる可能性がある旨を確認しており、2022年3月31日時点で財産確認として問題ないと判断しました。
- (iii) 寺尾文孝氏からは、本新株予約権の発行に係る払込み並びに今後の本新株予約権の行使に必要な資金を自己資金により調達すると聞いております。財産については、2022年3月4日時点の割当予定先の預金通帳の写し及び寺尾文孝氏が有名貴金属店から購入した金地金を時価1億5千万円程度保有していることを購入計算書と2022年2月12日時点の金地金の画像により確認し、適宜金地金を換金することを口頭で確認しました。また、当該金地金の購入は、寺尾文孝氏が自己資金

を自身が代表を務める会社に貸し付け、返済を受けた資金が原資になっていることを口頭および預金通帳の写しにより確認しました。以上により、本新株予約権の発行に係る払込み並びに今後の本新株予約権の行使に係る財産を有することを確認しております。なお、寺尾文孝氏からは、本新株予約権の行使期間は5年間であり、当該自己資金に加えてできる限り追加の自己資金で行使する方針であるものの、新株予約権の行使により取得する株式の一部を売却することにより行使資金に充てる可能性がある旨を確認しており、2022年3月31日時点で財産確認として問題ないと判断しました。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 新株式の発行後

募集前 (2022年2月28日現在)		募 集 後	
田邊 勝己	10.96%	田邊 勝己	13.14%
株式会社S B I証券	2.11%	興和株式会社	8.88%
楽天証券株式会社	0.89%	株式会社S B I証券	1.85%
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUITY (POETS)	0.87%	楽天証券株式会社	0.78%
J Pモルガン証券株式会社	0.83%	CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUITY (POETS)	0.76%
松井証券株式会社	0.72%	J Pモルガン証券株式会社	0.72%
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	0.68%	松井証券株式会社	0.63%
日本証券金融株式会社	0.62%	JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	0.60%
長谷川 聡	0.55%	日本証券金融株式会社	0.54%
伊藤 満	0.54%	長谷川 聡	0.48%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2022年2月28日現在の株主名簿を基に、今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の所有議決権数の割合については保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
2. 発行済株式数については2022年2月28日現在の株式数30,370,693株（総議決権数303,666個）としております。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株式の数を加えた株式数によって算出しております。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(2) 新株式の発行及び新株予約権が全て行使された後

募集前 (2022年2月28日現在)		募 集 後	
田邊 勝己	10.96%	田邊 勝己	18.42%
株式会社S B I証券	2.11%	寺尾 文孝	8.92%
楽天証券株式会社	0.89%	興和株式会社	7.43%
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUITY (POETS)	0.87%	株式会社S B I証券	1.54%
J Pモルガン証券株式会社	0.83%	楽天証券株式会社	0.65%
松井証券株式会社	0.72%	CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUITY (POETS)	0.64%
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	0.68%	J Pモルガン証券株式会社	0.60%
日本証券金融株式会社	0.62%	松井証券株式会社	0.52%

長谷川 聡	0.55%	JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	0.50%
伊藤 満	0.54%	日本証券金融株式会社	0.45%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2022年2月28日現在の株主名簿を基に、今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の所有議決権数の割合については保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
2. 発行済株式数については2022年2月28日現在の株式数30,370,693株（総議決権数303,666個）としております。
3. 本新株予約権の割当予定先の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、基本的には長期保有の方針ですが、適宜判断の上、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。
4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。
5. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

8. 今後の見通し

本件による当期業績に与える影響については現在精査中であり、判明次第速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

当社グループは、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、早期の黒字化に向け抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。その対策として、世界経済が回復基調となってきたなか、今回の第三者割当増資により積極的な攻めの経営に転じ、新たな事業を積極的に立ち上げていくこと等の投資を実行していくことが必要であると考えており、そのために必要な資金を調達していくことが必須となってきます。

そのため、継続した純損失の計上している状況に対する抜本的な対策を講じるための投資資金の確保を目的として本新株式及び本新株予約権による資金調達を行うものであります。

本新株式の発行により増加する株式数4,310,000株に係る議決権の数は43,100個であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数6,780,000株に係る議決権の数は67,800個であります。

よって、本新株式が発行され、かつ本新株予約権が行使された場合の本資金調達による希薄化率は、2022年2月28日現在の発行済み株式数30,370,693株に対し36.52%であり25%以上となります。

このように、本第三者割当は、希薄化率が25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条等に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。そこで当社は本臨時株主総会において普通決議事項として承認を得ることで、株主の皆様からの意思確認をさせていただくことといたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2019年8月期	2020年8月期	2021年8月期
連結売上高	1,554百万円	1,147百万円	901百万円
連結営業利益	△103百万円	△431百万円	△514百万円
連結経常利益	△71百万円	△451百万円	△405百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△278百万円	△1,050百万円	△581百万円
1株当たり連結当期純利益	△11.75円	△40.05円	△20.27円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	61.92円	33.77円	23.88円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2022年2月28日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	30,370,693 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	12,140,600 株	40.00%
下限値の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	—株	—
上限値の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	—株	—

(注) 上記潜在株式数は第三者割当て発行した新株予約権及び当社役員向けへのストックオプションの数値であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年8月期	2020年8月期	2021年8月期
始 値	328 円	212 円	269 円
高 値	508 円	372 円	281 円
安 値	160 円	124 円	155 円
終 値	209 円	261 円	191 円

② 最近6か月間の状況

	2021年 9月	10月	11月	12月	2022年 1月	2月
始 値	191 円	173 円	184 円	155 円	161 円	170 円
高 値	217 円	195 円	187 円	169 円	173 円	197 円
安 値	171 円	158 円	156 円	149 円	143 円	154 円
終 値	173 円	183 円	156 円	159 円	170 円	179 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	2022年3月30日
始 値	172 円
高 値	179 円
安 値	172 円
終 値	179 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当てによる新株式の発行

払込期日	2019年4月1日
調達資金の額	171,736,750 円 (差引手取概算額)
発行価額	1株につき173円
募集時における 発行済株式数	22,521,293 株
当該募集による 発行済株式数	1,000,000 株
募集後における 発行済株式総数	23,521,293 株

割当先	株式会社和円商事 1,000,000 株
発行時における 当初の資金使途	① 渋谷肉横丁社における高田屋店舗取得の対価 171 百万円 (注)
発行時における 支出予定時期	2019 年 4 月～2019 年 12 月
現時点における 充当状況	① 渋谷肉横丁社における高田屋店舗取得の対価 99 百万円 ② 渋谷肉横丁社成長投資資金 71 百万円

(注) 取得予定であった高田屋 3 店舗のうち 1 店舗については 2019 年 4 月に取得いたしました。残る 2 店舗について賃貸契約の承継ができなかったため、2020 年 5 月 28 日付で残 2 店舗についての譲り受け契約を解約するとともに、当該資金については資金使途の変更を行い、「渋谷肉横丁社成長投資資金」として今後充当していくことといたしました。詳細については、2020 年 5 月 28 日開示の「(開示事項の経過) 子会社における「高田屋」事業の一部譲受けの契約変更及び第三者割当による新株式の資金使途の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

・第三者割当による第 10 回新株予約権の発行

割当日	2019 年 4 月 1 日
発行新株予約権数	45,000 個
発行価額	13,320,000 円 (本新株予約権 1 個当たり 296.0 円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	791,820,000 円 (差引手取概算額 788,137,500 円) (内訳) 新株予約権発行分 13,320,000 円 新株予約権行使分 778,500,000 円
割当先	田邊勝己氏 2,500,000 株 (25,000 個) 株式会社和円商事 2,000,000 株 (20,000 個)
募集時における 発行済株式数	22,521,293 株
当該募集による 潜在株式数	4,500,000 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
現時点における 行使状況	2022 年 2 月 28 日現在において、4,212,400 株 (42,124 個) が行使されております。
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	2022 年 2 月 28 日現在において、670,344 千円調達しております。
発行時における 当初の資金使途	① 渋谷肉横丁社における高田屋店舗取得の対価 78 百万円 (注) ② 渋谷肉横丁社成長投資資金 390 百万円 ③ 新規インターネットサービスの開発・初期運営資金 319 百万円
現時点における 充当状況	2022 年 2 月 28 日までに、新株予約権の発行及び行使により 670 百万円の資金調達を行っております。 ① 渋谷肉横丁社成長投資資金 84 百万円 ② 新規インターネットサービスの開発・初期運営資金 318 百万円 調達資金のうち、未使用の残高 (現金) として、263 百万円があります。 なお、同時点における新株予約権の残数は 2,876 個であります。

(注) 取得予定であった高田屋 3 店舗のうち 1 店舗については 2019 年 4 月に取得いたしました。残る 2 店舗について賃貸契約の承継ができなかったため、2020 年 5 月 28 日付で残 2 店舗についての譲り受け契約を解約するとともに、当該資金については資金使途の変更を行い、「渋谷肉横丁社成長投資資

金」として今後充当していくことといたしました。詳細については、2020年5月28日開示の「(開示事項の経過) 子会社における「高田屋」事業の一部譲受けの契約変更及び第三者割当による新株式の資金使途の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、当初資金使途の「②渋谷肉横丁社成長投資資金」については飲食業におけるコロナの懸念があることから投資を見合わせております。

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	2020年6月15日
調達資金の額	149,788,300円(差引手取概算額)
発行価額	1株につき189円
募集時における発行済株式数	26,046,693株
当該募集による発行株式数	800,000株
募集後における発行済株式総数	26,846,693株
割当先	株式会社和円商事 180,000株 田邊 勝己 620,000株
発行時における当初の資金使途	① 当社の運転資金 149百万円
発行時における支出予定時期	① 2020年6月～2021年8月
現時点における充当状況	① 当社の運転資金 149百万円

・第三者割当による第11回新株予約権の発行

割当日	2020年6月15日
発行新株予約権数	37,000個
発行価額	12,358,000円(本新株予約権1個につき334円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	711,658,000円(差引手取概算額707,984,697円) (内訳) 新株予約権発行分 12,358,000円 新株予約権行使分 699,300,000円
割当先	田邊 勝己氏 3,700,000株(37,000個)
募集時における発行済株式数	26,046,693株
当該募集による潜在株式数	3,700,000株(本新株予約権1個につき100株)
現時点における行使状況	2022年2月28日現在において、1,580,000株(15,800個)が行使されております。
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	2022年2月28日現在において、300,778千円調達しております。
発行時における当初の資金使途	① 当社の運転資金 140百万円 ② 飲食関連事業の拡充 100百万円 ③ スポーツIoT等IT投資 200百万円

	④ 新規事業の拡充	267 百万円
現時点における 充当状況	<p>2022年2月28日までに、新株予約権の発行及び行使により300百万円の資金調達を行っております。</p> <p>① 当社の運転資金 140 百万円</p> <p>② 飲食関連事業の拡充 0 百万円</p> <p>③ スポーツ I o T 等 I T 投資 63 百万円</p> <p>④ 新規事業の拡充 42 百万円</p> <p>調達資金のうち、未使用の残高（現金）として、50 百万円があります。</p> <p>なお、同時点における新株予約権の残数は21,200 個であります。</p>	

(注) なお、資金使途の「②飲食関連事業の拡充」については飲食業におけるコロナの懸念があることから投資を見合わせております。「③スポーツ I o T 等 I T 投資」については一部調達し充当済みです。未行使分は田邊勝己氏への割当分ですが、第10回新株予約権については90%以上行使を完了しており、行使を完了し次第、第11回の行使に移る意向とのことです。田邊勝己氏は当社代表取締役会長であり、当社の資金繰りの必要性等を綿密に打ち合わせしております。

また、田邊勝己氏は当社筆頭株主兼現代表取締役会長であり、当社の経営及び企業存続についての重い責任を担っています。田邊勝己氏は、2017年2月の第9回新株予約権及び新株式の発行以降、合計16億3100万円を当社に入金しています。第10回及び第11回についてはコロナ禍の中、当社の事業の進捗に合わせて行使の途中ですが、今後も順調な行使が期待できることから、田邊勝己氏を本新株式及び本新株予約権の割当先とすることが適切であると経営判断いたしました。

1 1. 発行要項

<新株式>

発行要項

- | | | |
|-----|--|---|
| 1. | 募集株式の種類 | 普通株式 |
| 2. | 募集株式の数 | 4,310,000 株 |
| 3. | 発行価額 | 1 株につき 162 円 |
| 4. | 発行価額の総額 | 698,220,000 円 |
| 5. | 増加する資本金及び資本
準備金の額 | 資本金 1 株につき 81 円
資本準備金 1 株につき 81 円 |
| 6. | 申込期日 | 2022 年 4 月 28 日 |
| 7. | 払込期日 | 2022 年 4 月 28 日 |
| 8. | 募集の方法 | 第三者割当の方法により、以下のとおり、株式を割り当てる。
興和株式会社 3,080,000 株
田邊 勝己 1,230,000 株 |
| 9. | 払込取扱場所 | 東京都千代田区神田神保町 3-1
城南信用金庫 九段下支店 |
| 10. | (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 | |

<新株予約権>

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社
第 12 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社第 12 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 20,204,400 円
3. 申込期日及び割当日 2022 年 4 月 28 日
4. 払込期日 2022 年 4 月 28 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる。

田邊 勝己

本新株予約権 30,800 個
(その目的となる株式 3,080,000 株)

寺尾 文孝

本新株予約権 37,000 個
(その目的となる株式 3,700,000 株)

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 6,780,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 67,800 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 298 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、162 円（以下、「当初行使価額」という。）とする。ただし、行使価額は第 10 項又は第 11 項の規定に従って修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

- (1) 当社は 2022 年 4 月 28 日以降、当社経営上機動的な資金調達を行う必要があると判断されるときなど、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の

90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額（ただし、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

- ① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
- (2) 「下限行使価額」は、当初100円とする。下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使

価額の調整を行う。

- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
2022年4月28日から2027年4月27日（但し、2027年4月27日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、2023年4月28日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり298円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。
15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第19項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第19項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第20項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
19. 行使請求受付場所
THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社 管理部
東京都新宿区愛住町22番地
20. 払込取扱場所
東京都千代田区神田神保町3-1
城南信用金庫 九段下支店

21. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
- ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ④新株予約権を行使することのできる期間
第12項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第12項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第17項に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
第13項及び第14項に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
22. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上